破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３８５６号
札幌市東区北15条東18丁目５番24号　エクセレント15　４階406号室、破産開始決定時の住所札幌市東区北18条東21丁目４番25―505号
破産者　鳴海　正一
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５０８号
福岡県糸島市前原東２丁目５番23号
破産者　清水タズ子
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０７９号
北海道北広島市大曲緑ヶ丘６丁目１番地１、開始決定時の住所北海道北広島市大曲並木３丁目19番地４
破産者　館山　尚子
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７号
秋田県北秋田市鎌沢字雪田堤掛８番地
破産者　伊東　雅晴
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第３７８号
群馬県伊勢崎市今泉町２丁目376番地１
破産者　田中　　清
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９２号
群馬県伊勢崎市茂呂町１丁目389番地
破産者　瀬下　佳大（旧名芳之）
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６６５号
奈良市中登美ヶ丘１丁目1994番地の３　中登美団地Ｄ28―202号、開始決定時の住所奈良市中登美ヶ丘４丁目２番地　16―402号
破産者　吉田　千穂（旧姓加藤）
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２７９５号
福岡市城南区鳥飼６丁目10番22号如水苑ハイツ305号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区谷１丁目15番32―202号
破産者　南雲　和彦
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９０７号
福岡県糟屋郡志免町石橋台10番６号
破産者　井上　泰雄
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８９号
佐賀県小城市三日月町長神田2182番地２
破産者　南里　和之
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４２号
佐賀県佐賀市木原３丁目11番10号　北川荘12号
破産者　福田　　晋
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８６号
佐賀県佐賀市高木瀬東１丁目12番７号
破産者　中武重機整備こと　中武　富雄
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５００号
北海道江別市野幌代々木町７番地の10　カルム代々木303号、開始決定時の住所北海道江別市野幌東町３番地の22　グレートヒル野幌駅前504号室
破産者　按田　昌良
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２１８号
札幌市北区篠路３条６丁目４―14　ヴェルドミール４―Ａ、住民票上の住所札幌市北区あいの里１条６丁目３番２―1402号
破産者　工藤　重成
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８３３号
仙台市泉区本田町４番27号　コーポさゆり101
破産者　内布　浩二
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２９３号
宮城県宮城郡松島町磯崎字長田80番地の173
破産者　奥田　賢久
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３２６号
仙台市青葉区角五郎２丁目７番20号　コーポ角五郎Ａ棟203
破産者　似内紀美男
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４６８号
宮城県黒川郡富谷町日吉台１丁目30番地７カーサ大富358―102、従前の住所宮城県黒川郡富谷町成田７丁目11番地１
破産者　山口　忠男
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係